

～ 展示会等出展伴走支援事業助成金交付要綱 ～

<①事業目的>

管内の中小企業者および小規模事業者が、自社製品・商品等の販路開拓及び取引拡大のため、国内外の展示会・見本市等(以下「展示会等」という)に出展する際に出展経費の一部を助成する。

<②対象者>

- ・県や市など他の団体から助成・補助金を利用し出展の場合は助成できません。
- ・本助成金を申請しようとする者は、事業実態がわかる書類(直近の決算書(確定申告書)、法人においては商業登記簿謄本等)を提出すること。
※但し、当所会員の場合は上記の書類全部又は一部を省略することが出来る。
- ・本助成金の交付を受けようとする者は、当所が実施する伴走支援(成果報告アンケートへの協力等)を受けるものとする。

<③対象事業>

- ・国または地方公共団体及びこれに準ずる機関が主催・共催または後援し、国内外で開催される展示会等であること。
- ・物産展など即売を目的とするものでなく、新規の商談会や取引先の開拓のために開催される展示会等であること。
- ・令和8年6月1日(月)～令和9年2月12日(金)までに開催される展示会等であること。

<④申請受付期間>随時受付(最終期限は令和9年2月12日(金)まで)

※原則展示会等開催初日の30日前までに申請すること。

※予算額に達し次第、受付終了となります。あらかじめご了承ください。

<⑤対象経費>

- ・展示会等主催者に支払うブース代、装飾代、備品等レンタル費用等
- ・出展にかかわるパンフレット等の広報物作成費用
- ・出展にかかわる運搬費用(レンタカー代等は除く)
※共同出展の場合は、展示会等開催概要に基づき支払われた費用を助成対象とする。

<⑥助成率・助成限度額>助成対象経費(税抜)の3分の2以内で、50万円を上限とする。

※助成額は千円未満を切り捨てとする。

※展示会等が中止になった場合や、出展を取りやめた場合は、補助金交付しない。

【展示会等の一例】

- | | |
|------------------------|-----------------------|
| ・東京ギフトショー 秋(於:東京都) | 令和8年9月2日～令和8年9月4日 |
| ・ものづくりワールド [大阪](於:大阪府) | 令和8年10月7日～令和8年10月9日 |
| ・ファベックス関西(於:大阪府) | 令和8年10月14日～令和8年10月16日 |
| ・メッセナゴヤ(於:愛知県) | 令和8年11月11日～令和8年11月13日 |

問合せ：彦根商工会議所 展示会等出展伴走支援助成事業担当 (0749-22-4551)

<⑦手続きの流れ> ※**この項目**は事業所、**この項目**は当所が行う手続きです。

申請書類の提出※原則展示会等の開催初日の 30 日前までに申請

- ①展示会等出展伴走支援事業助成金交付申請書
- ②展示会等出展収支予算書
- ③展示会等の内容がわかる書類(出展申込書及び公募要領)
- ④事業実態がわかる書類(当所会員事業所は省略可)

↓

書類確認

↓

申請書類受理

↓

審 査

↓

助成金交付決定

↓

事業実施

↓

実績報告・請求※事業終了後速やかに

- ①展示会等出展伴走支援事業助成金交付に伴う出展報告書
- ②展示会等出展伴走支援事業助成金収支決算報告書
- ③領収書等(振込依頼書の控えなど)
- ④展示会等状況写真(出展の様子が分かるもの)
- ⑤展示会等出展伴走支援事業助成金交付請求書
- ⑥展示会等出展成果アンケート
- ⑦来場者を対象としたアンケート調査結果(提供可能な範囲で)

↓

審 査

↓

助成金交付通知

↓

交 付